平成２８年（フ）第１９５号
盛岡市月が丘３丁目７番18号　観武台住宅29－６号
破産者　穂高　兵作
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２１号
岩手県北上市鳩岡崎３地割120番地41
破産者　後藤　芳美
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第３１号
岩手県北上市更木29地割12番地１
破産者　加納　幸一
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１０９号
茨城県水戸市見川３丁目834番地の12　セレニティグレイスＥ棟202号
破産者　井川　　忠
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２６号
石川県七尾市府中町307番地、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字小木１丁目35番地
破産者　橋屋　和幸
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第５号
長野県岡谷市田中町２丁目７番22号
破産者　林　　哲也
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第４０号
大津市本堅田４丁目19番７号新泉ハイツＤ棟114
破産者　大脇　正明
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２６号
大津市神領２－35－17　カーサＭＡＴ104、住民票上の住所滋賀県近江八幡市鷹飼町北３丁目２番地６
破産者　宮本　昌弘
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１１号
兵庫県西宮市天道町８番12―411号
破産者　半田　寛治
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４６５号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番３－1019号、前住所兵庫県西宮市小松東町３丁目３番46－1019号
破産者　牧野　　功
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４７２号
兵庫県尼崎市道意町２丁目11番地　ひだまりの郷大島参番館308号、前住所兵庫県尼崎市大西町２丁目16番３号　サンプリンス大西202号
破産者　岸田　敏雄
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４８５号
兵庫県尼崎市西立花町２丁目９番１号　オ・ソレイユ301号
破産者　為村浩巳こと　爲村　浩巳
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９３号
兵庫県西宮市上甲東園２丁目７番50―304号、前住所兵庫県西宮市上田中町18番５号
破産者　矢野　一彦
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５１１号
兵庫県芦屋市緑町４番４－４号
破産者　中倉　弘美
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５９号
鳥取県東伯郡琴浦町大字出上236番地１
破産者　丸岡　伸洋
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第６号
徳島県美馬市脇町大字脇町537番地７
破産者　篠原　憲二
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第１９１号
愛媛県松山市枝松６丁目11番５号　福寿アパート202号
破産者　山内　文香
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９９号
北九州市八幡西区上上津役３丁目15番１号
破産者　藤田健太郎
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５６４号
北九州市八幡西区陣原３丁目13番８－203号
破産者　内田　純子（旧姓戸上）
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部